

平成 26 年 3 月 25 日

金融庁監督局総務課
金融庁監督局銀行第一課 御中
金融庁検査局総務課調査室

一般社団法人全国銀行協会
企 画 部

「主要行等向けの総合的な監督指針」「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」
および「金融検査マニュアル」の一部改正（案）に対する意見等の提出について

平成 26 年 2 月 25 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり
取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「主要行等向けの総合的な監督指針」「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」

および「金融検査マニュアル」の一部改正（案）に対する意見等

	該当資料	該当箇所	意見等	理由等
1	監督指針 (別紙1、2)	P. 3 (1)「グループ外の他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などの取引を行う場合」	<ul style="list-style-type: none"> 当該取引とは、あくまでも銀行自身が契約当事者となる取引を範囲としていると理解してよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 提携の形態は多岐にわたり、かつその金融サービスに関わる関係者の範囲は極めて広くなることから、この点の確認のため
	金融検査 マニュアル (別紙18)	P. 2 脚注16		
2	監督指針 (別紙1、2)	P. 4 (3)「反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査」「銀行が自ら事前審査を実施」	<ul style="list-style-type: none"> 「事前審査」の内容は与信審査まで含むのではなく、反社チェックを行うことを指していると理解してよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認のため
	金融検査 マニュアル (別紙18)	P. 2 ② (ii)「反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査」		
3	監督指針 (別紙1、2)	P. 4 (3)「…暴力団排除条項の導入を徹底するなど…」	<ul style="list-style-type: none"> 「徹底」とはあまねく契約書・約款等に暴排条項を導入することを示しているのではなく、取引排除が可能な対応となっていれば問題ないものと理解してよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、預金約款等に暴排条項を導入済みである場合、それに付随するサービスの申込書等に暴排条項を導入していなくとも取引排除が可能となるケース等も考えられることから、この点の確認のため。
	金融検査 マニュアル (別紙18)	P. 2 ② (ii)「…暴力団排除条項の導入を徹底するなど…」		
4	監督指針 (別紙1、2)	P. 5 (5) ③	<ul style="list-style-type: none"> この項目は与信取引を念頭にしていると思われるが、与信取引において、関係解消に向けて法的に可能な限り回収を図ることを意図していると理解してよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認のため